

台 風 常 襲 地 帯

制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等	対 象 事 業 等
台 風 常 襲 地 帯	<p>台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法 (制定年月日) 昭和33年4月22日 法律第72号</p> <p>(目的) 台風常襲地帯における台風(豪雨を含む。以下同じ。)による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について特別の措置を定め、もって国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。</p>	<p>次の各号に該当する地域(河川の流域の一部が次の各号に該当する場合における当該河川の下流の流域等台風による災害の防除上当該地域と密接な関係を有する区域を含む。)であって、国土の保全と民生の安定を図るため法第2条第1項〔災害防除事業の定義〕に規定する災害防除事業を実施することが特に必要であると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 台風の来襲回数 内閣府令で定める期間において、台風により気圧が987hPa以下となった地域であって、当該台風の来襲した回数がわが国に来襲した台風(その中心が本土から200キロメートル以内を通過した台風をいう。以下同じ。)の回数の4分の1以上であるものであること。 2 台風の強度 前号に規定する期間において、台風により気圧が987hPa以下となった地域における任意の地点の当該地域に来襲した台風ごとの気圧の最低示度と標準気圧との差を合計し、これをわが国に来襲した台風の回数で除し、これに100を乗じた指数が930以上の地域であること。 3 降雨量 第1号に規定する期間において、毎年5月から10月までの6箇月間の降雨量の年平均が1,200ミリメートル以上の地域であること。 	<p>国庫補助事業への優先採択</p>	